

特定期間該当届・特例追納制度

国民年金の第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職や本人の収入増加などで扶養から外れた場合は、第1号被保険者への切り替え手続きが必要です。

■特定期間該当届

切り替え手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付できなかった期間については、届け出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。ただし、年金額には反映しません。

■特例追納

届け出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定期間追納（特例追納）することで年金額を増やせる

場合があります。既に年金を受け取っている人は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

■特例追納の対象期間

- ・60歳未満の人 承認があった月前10年以内の期間
- ・60歳以上の人 50歳以上60歳未満であった期間

問い合わせ先

- ・ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004
- ・050から始まる番号でかける場合 ☎03(6630)2525
- ・熊本西年金事務所国民年金課 ☎096(353)0142
自動音声案内「2」

保険料の「後納制度」をご存知ですか？

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある人は、申し込みにより、平成30年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができます。

■後納制度で保険料を納付するメリット

- ・年金の受給資格が得られる可能性があります。
- ・将来受け取る年金額が増額します。

■後納制度を利用できる人

- ①20歳以上60歳未満の人で、5年以内に納め忘れの期間（免除以外）や未加入期間がある人
 - ②60歳以上65歳未満の人で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある人
 - ③65歳以上の人で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の人など
- ※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている人は申し込みできません。

問い合わせ先

- ・国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570(011)050
- ・熊本西年金事務所国民年金課 ☎096(353)0142
自動音声案内「2」



税金がおトクで今にゆとり。年金が増えて老後にゆとり

「国民年金基金」に加入しませんか？

■国民年金基金とは

将来受け取る国民年金に上乗せする公的な個人年金です。公的な年金ですが、加入は任意です。老後の年金の増額と合わせて節税対策ができ、とてもお得です。

■国民年金基金に加入できる人

- ・20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者の人。
 - ・60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している日本国内に住所がある人。
- ※国民年金の保険料の免除や納付猶予の承認を受けている人、農業者年金に加入している人は加入できません。平成26年4月からは、障害年金受給などで法定免除を受けている人も、引き続き保険料の納付を申し出た人は加入できるようになりました。

■国民年金基金のポイント

- ・掛金は全額（最大816,000円）が社会保険料控除となり節税になります。
- ・基本は終身年金で遺族保障のタイプもあります。
- ・将来、年金の支給開始年齢が変わることはありません。
- ・掛金を納めた期間分の年金は将来必ず年金として受け取ることができ掛け捨てになりません。
- ・掛金は途中で増額や減額、一時休止ができます。

問い合わせ先

- ・フリーダイヤル ☎0120(65)4192
- ・熊本県国民年金基金 ☎096(387)2220
- ・ホームページ <http://www.kumamotokikin.or.jp>

梅雨シーズン到来ー。被害を防ぐために、大雨の対策はできていますか？



間もなく梅雨の季節を迎えます。災害はいつやってくるかわかりません。被害を最小限にとどめるために平常時は災害に備え、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが大切です。

普段からできること

◆家族防災会議

菊池市防災マップなどを利用し、災害時の危険箇所や避難場所、避難ルート、連絡方法などを家族や近隣住民と話し合っておきましょう。土砂災害危険箇所や浸水想定区域でない場所であっても、災害が発生しないということではありません。過去にも流木などで、橋がせき止められたことによる川の氾濫や民有地間の石垣が崩壊し、被害が発生した事例があります。

◆家の周りの安全点検

側溝や排水溝は掃除して水はけを良くしておきましょう。

◆避難に際しての注意事項

避難場所は市が開設している場所だけではなく、地元の公民館や親戚宅、友人宅なども避難場所になります（安全が確保されている場合に限る）。特に危険箇所に住んでいる人は、日頃から最寄りの安全な場所を確認しておきましょう。

道路が冠水するなどし外出が危険な場合は、建物の2階など安全な場所に避難してください（垂直避難）。崖崩れなどの心配がある場合は、崖から一番離れた2階の部屋に避難してください。

危険度	種類	取るべき行動	発令される状況
↑ 高い	避難指示（緊急）	極めて危険な状況です。指定緊急避難場所が安全な場所に避難してください。	災害が発生した場合など
	避難勧告	指定緊急避難場所が安全な場所に避難してください。	土砂災害警戒情報の発令など
	避難準備 高齢者等避難開始	避難に時間がかかる要配慮者（高齢者、障がい者など）は避難してください。	大雨や台風接近のおそれがある場合
	自主避難の呼び掛け	特に避難経路に危険がある人や要配慮者（高齢者、障がい者など）に早めの避難を呼びかけます。	

避難勧告などの意味

災害発生のおそれがある場合は、市から避難勧告などを発令します。土砂災害や浸水の危険箇所に住んでいる人は、防災無線や安心メール、テレビ、ラジオなどで情報を

確認しましょう。

集中豪雨は夜間に多く発生する傾向があります。大雨の予報がある場合は、明るいうちに避難しましょう。

情報の収集

大雨や台風などの際はテレビ、ラジオ、気象庁や気象予報会社のホームページ、安心安全メールなどから正確な情報を入手しましょう。高齢者や障がい者など情報弱者には、地域のネットワークで情報を伝えましょう。

◆気象情報や雨量、河川水位などの情報を提供するホームページ

- ・気象庁 <http://www.jma.go.jp>
- ・川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>



※画面は川の防災情報HPより



機器にあった乾電池も備えておきましょう。